

芦別市立芦別中学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月1日 一部改正

いじめ防止等に向けた基本方針
(1)教育活動全体を通じて、だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。 (2)生徒が主体となっていじめのない学校を目指すことができるように指導、支援する。 (3)いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎいじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。 (4)いじめを絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明しいじめの把握に努めるとともに校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。 (5)相談窓口を明示するとともに、定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど全校体制で一人一人の状況の把握に努める。

いじめ防止対策委員会	家庭との連携
校長、教頭、生徒指導部、該当担任（必要に応じてスクールカウンセラーや外部の専門家等） (1)いじめの未然防止の体制整備及び取組 (2)いじめの状況把握及び分析 (3)いじめを受けた生徒・保護者に対する相談及び支援 (4)いじめを行った生徒に対する指導 (5)いじめを行った生徒の保護者に対する助言 (6)専門的な知識を有する関係者等との連携 (7)教職員研修の実施 (8)学校いじめ防止プログラム、早期発見・対応マニュアルの策定 (9)その他いじめ防止に関わること	(1)子どもの寂しさやストレスに気付くことができるような啓発活動を行う。 (2)子どものがんばりを認めて褒めること、いけない時には毅然とした態度で叱る。 (3)親としての子育てへ積極的参加を啓発する。 (4)情報モラル等の啓発と協力をお願いする。
	地域・関係機関との連携
	(1)子どもたちへの積極的なあいさつと声かけを依頼する。 (2)近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校（保護者）への連絡を行う。 (3)警察・家庭児童相談室等との連携を図る。

いじめの防止	いじめの早期発見	いじめの対応
人権尊重の精神に基づく教育活動の展開とともに、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。 (1)生徒がいじめ問題を自分のこととして考え自ら活動できる集団づくりに努める。 (2)人権教育・道徳教育・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。 (3)学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。 (4)教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。 (5)常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。	学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努める。 (1)生徒の声に耳を傾ける。(アンケート調査、生活ノート、個別面談等) (2)生徒の行動を注視する。(ネットパトロール、日常生活・休み時間等) (3)保護者と情報を共有する。(手紙・通信物・電話等の定期連絡・家庭訪問、懇談会等)	詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係者が納得する解消を目指す。 (1)いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。 (2)いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。 (3)校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。 (4)いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。 (5)重大ないじめ事案などは、早期に警察や家や児童相談所等と連携する。 (6)いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
※教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。 ※行政等の関係機関と情報交換を行い、恒常的な連携を深める。		

教育委員会や関係機関等との連携	保護者への連絡と支援・助言	懲戒権の適切な行使	取組の評価・検証
(1)いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。 (2)いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。	いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行う。 また、事実確認より判明した、いじめ事案に関する情報を適切提供する。	教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加える。 ただし、いじめにはさまざまな要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。	いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告する。

いじめ防止に向けた教育活動（基本的な施策）の推進

1 いじめの未然防止のための取組

生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

特別の教科 道徳では命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らない顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

- ① 「いじめ根絶」の取組・・・生徒会が主体となり、いじめ根絶に向けた取組を企画運営する。
- ② 「ストップいじめ」座談会・集会・・・いじめ防止対策委員会が企画推進し、生徒会や生徒が運営の中心となり、「ストップいじめ」に向けた座談会・集会を行なう。
- ③ 道徳科の授業の充実・・・体験活動と道徳の時間を関連づけた指導の充実を図る。
- ④ 人権教育の推進・・・年間指導計画に基づいて実施する。

(2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ① 一人一人が活躍できる学習活動
 - ・生徒会行事やその取組における達成感や成就感の醸成。
 - ・生徒の自発的な活動を支える委員会活動の充実。
 - ・芦中三大運動（あいさつ・歌声・清掃）の活性化。
- ② 生徒指導や教育相談の充実
 - ・週に一度、生徒交流会を実施し、情報や指導方法の共有化を図る。
 - ・教育相談週間を年2回（5月・11月）設定し、事前アンケートをとり実施。
 - ・居場所がある学級づくりの推進

2 いじめの未然防止・見逃しゼロ等に向けての取組

(1) いじめの見逃しゼロ（早期発見）のための取組

- ① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。
- ② 生徒指導委員会や生徒交流会で気になる生徒の情報を共有し、より大勢の目で当該生徒を見守る。
- ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談やスクールカウンセラーとの面談で当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④ 「学校生活に関するアンケート」や「教育相談事前アンケート」「いじめアンケート」等を定期的の実施し、生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめ根絶の学校づくりを目指す。
- ⑤ いじめに対する措置として、いじめが解消している状態とは「いじめの防止のための基本的な方針」に基づいた基準で判断することの共通認識を図る。

(2) いじめの早期解決のために、全職員の取組

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる生徒たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④ 学校内はもとより各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤ いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら指導を行う。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ② 学校のいじめ基本方針を年度初めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- ③ 必要な場合は、関係機関や外部の専門家と連携を図り問題の解決にあたる。

3 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ① 「生徒指導交流」
毎週金曜日の朝に設定し、全教職員で問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報の交換及び共通行動についての話し合いを行う。
- ② 「いじめ防止対策委員会」
いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導委員会、養護教諭、当該学級担任によるいじめ対策委員会を設置する。必要に応じてスクールカウンセラーや外部の専門家と連携を図る。定例の委員会は、年度当初といじめアンケート実施後（年2回）学校評価結果の検討の際に開催する。
- ③ 「生徒指導委員会」
校務分掌の生徒指導部による生徒の情報交換、指導方針や対応策について検討を行なう。（月1回）

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり対処する。
また、状況によっては学校関係者を含めた特別委員会を開催し敏速な対応を行う。学校関係者は、教育委員会やPTA会長、学校関係者評価部会委員等である。

4 いじめ基本方針の取組評価

学校評価の機会を使って、いじめ防止のための取組にかかわる達成目標を設定し、その達成状況を客観的に評価・検証する。

5 重大事故対応について

いじめの疑いに関する情報

- いじめ防止対策推進法第22条に基づき、校内組織において、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告する。

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事故の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）する。
 - ア）「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企画した場合等）
 - イ）「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「生徒や保護者からいじめられて重大事故に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

- 学校の下に、重大事態の調査組織を設置
 - ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
 - ※ いじめ防止対策推進法第22条に基づき、校内組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考える。
- 調査組織で、事実確認を明確にするための調査を実施
 - ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合う。
 - ※ これまでの学校で専攻して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
 - ※ 調査より明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）する。
 - ※ 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報を盾に説明を怠ることのないようにする。
 - ※ 得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置をとる。
- 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ※ いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

6 いじめ防止等に関する年間計画

	重点事項	教職員研修等の取組	未然防止の取組	早期発見の取組	関連行事・関連機関
4月	「学習のルール」や「生活のきまり」を身に付けよう。	いじめ防止対策委員会① 生徒指導委員会 いじめ防止研修会① ※生徒交流(通年毎週) ※ネットパトロール(毎月)	あいさつ運動の取組開始(毎月実施)	家庭訪問	P T A総会 授業参観日・懇談会①
5月	授業に集中するとともに家庭学習の定着を図ろう。	生徒指導委員会 生徒指導交流会	故紙回収ボランティア活動 体育大会	教育相談①	P T A評議会 P T A祭典巡視
6月	生活の見直しを図り、改善しよう。	生徒指導委員会	中体連壮行会	いじめアンケート調査①	
7月	教室環境の整備、美化に努めよう。	生徒指導委員会	清掃強調 「インターネットトラブル防止教室」の実施		授業参観・懇談会②
8月	前期を振り返り改善策を立てて実践しよう	いじめ防止対策委員会② 生徒指導委員会	清掃強調 合唱コンクールの取組開始	授業評価①	
9月	行事を通して自分の学級を見直し、よりよい学級を目指そう。	生徒指導委員会	学校祭	学校生活アンケート①	P T A祭典巡視
10月	「学習のルール」や「生活のきまり」を再確認しよう。	生徒指導委員会	いじめ根絶道徳「いじめ防止集会」の取組 読書週間	いじめアンケート調査②	保護者進路説明会
11月	授業に集中し、学習環境を見直そう。	いじめ防止研修会② 生徒指導委員会	歌声集会	教育相談②	
12月	学習習慣を見直し、改善を図ろう。	いじめ防止対策委員会③ 生徒指導委員会	「がんばれ受験生」の取組 清掃強調	学校生活アンケート②	授業参観・懇談会③
1月	学習環境を整え、授業に集中しよう。	生徒指導委員会	清掃強調		仲間づくり「子ども会議」
2月	学習や生活の充実を図り、進路の目標をもとう。	生徒指導委員会	「ストップいじめ」座談会・全校集会	授業評価②	
3月	年間の反省をし、新年度の新たな決意をもとう。	生徒指導委員会	清掃強調		授業参観・懇談会④